

# 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出についてのお知らせ

この度、当店舗におきまして大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出を行いました。

なお、届出内容の周知を図るため、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づく住民説明会の開催を予定しておりましたが、現在発生している新型コロナウイルス感染症の拡大と、感染防止の観点から説明会の開催を中止し、掲示により届出内容を周知させていただきます。

店舗名称	タイヨー吉田店																											
所在地	鹿児島市本名町1098番1 外3筆																											
建物 設置者	株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島市南栄三丁目14番地																											
変更届出 の要旨	<p>(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>①荷さばき施設の位置及び面積</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">荷さばき施設No.</th><th colspan="2">変更前</th><th colspan="2">変更後</th></tr><tr><th>位置</th><th>面積</th><th>位置</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>No.1</td><td>建物南西側</td><td>123.0m<sup>2</sup></td><td>建物南西側</td><td>63.0m<sup>2</sup></td></tr><tr><td>No.2</td><td>建物北東側</td><td>23.0m<sup>2</sup></td><td>建物北東側</td><td>31.5m<sup>2</sup></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>146.0m<sup>2</sup></td><td></td><td>94.5m<sup>2</sup></td></tr></tbody></table> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>①荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>(変更前) 荷さばき施設No.1 : 午前6時00分～午後10時00分 荷さばき施設No.2 : 午前6時00分～午後 9時00分</p> <p>(変更後) 荷さばき施設No.1、2 : 24時間</p>				荷さばき施設No.	変更前		変更後		位置	面積	位置	面積	No.1	建物南西側	123.0m <sup>2</sup>	建物南西側	63.0m <sup>2</sup>	No.2	建物北東側	23.0m <sup>2</sup>	建物北東側	31.5m <sup>2</sup>	合計		146.0m <sup>2</sup>		94.5m <sup>2</sup>
荷さばき施設No.	変更前		変更後																									
	位置	面積	位置	面積																								
No.1	建物南西側	123.0m <sup>2</sup>	建物南西側	63.0m <sup>2</sup>																								
No.2	建物北東側	23.0m <sup>2</sup>	建物北東側	31.5m <sup>2</sup>																								
合計		146.0m <sup>2</sup>		94.5m <sup>2</sup>																								
変更実施 予定日	(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 : 令和3年1月23日 (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 : 令和2年5月23日																											
届出書の 縦覧場所 及び 縦覧期間	<p>【縦 覧 場 所】鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 【縦 覧 期 間】令和2年6月9日～令和2年10月9日 【鹿児島県HP掲載場所】<a href="http://www.pref.kagoshima.jp/af21/sangyo-rodo/syoko/index1.html">http://www.pref.kagoshima.jp/af21/sangyo-rodo/syoko/index1.html</a> 【意 見 書 の 提 出 先】鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 TEL: 099-286-2931 FAX: 099-286-5574 ※住民の皆様他どなたでも、縦覧が開始されてから4ヶ月以内に鹿児島県に対して、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について、意見書を提出することができます。</p>																											

○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社タイヨー 開発部テナント開発課 黒木まで

住 所：鹿児島県鹿児島市南栄3-14

TEL: 099-268-1225 FAX: 099-268-1328

掲示期間：令和2年10月9日まで

